

29 琴情答申第 3 号
平成 30 年 3 月 7 日

琴平町監査委員 河野 玲子 様
同 渡辺 信枝 様

琴平町情報公開審査会
会長 石合 由明



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 監査委員

諮問日 平成 30 年 2 月 9 日 (29 琴監発第 51 号)

事件名 平成 29 年 10 月 10 日付け 29 年琴監発第 25 号文書による部分公開決定に
関する件

第 1 審査会の結論

実施機関が、琴平町情報公開条例が適用されない文書及び保有していない行政文書を除く行政文書を公開した部分公開決定は妥当である。

第 2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 29 年 9 月 24 日付けで、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

(1) 琴平町監査委員作成の平成 29 年 9 月 14 日付「決定書」と題する書面の作成に関して作成し及び取得した一切の文書その他の資料（住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された書類及び関係者への聞き取り調査の記録も含む）※民事法研究会発行の「民事訴訟の上手な対処法」

(2) 上記決定書作成に関して調査した最高裁判所昭和 52 年（行ツ）第 84 号昭和 53 年 6 月 23 日判決の内容の分かる文書及び同判決について調査をしたことの分かる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成 29 年 10 月 10 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 10 月 18 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部開示をする必要がある。
- (2) 本件処分は、本件対象文書の行政文書である「住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された書類」について行政処分がされていない。また、当該行政文書は、情報公開条例に規定する非開示事由に該当しない。よって、本件処分は違法である。
- (3) 本件処分は、決定書作成に関して公開請求書記載の最高裁判決の調査を行っていないことを理由に非開示処分をしているが、決定書作成に際して住民監査請求に記載された内容を調査するためには当該最高裁判決の調査は必須のことであり、なんら調査もせずに決定書を作成することはできない。よって、本件処分は虚偽である。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

1 本件処分の理由

- (1) 住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された文書（登記簿に限る。）について

本件処分非公開とした登記簿は、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 122 条の「登記簿等」に該当するため、同法 153 条及び情報公開条例第 16 条第 1 項により、情報公開条例が適用除外となることから、非公開とした。

- (2) 住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された文書（登記簿を除く。）について

審査請求人が審査請求書で主張する「住民監査請求人から議会事務局長を経由して

監査委員に渡された書類」については、本件処分で公開した文書及び情報公開条例が適用除外となるために非公開とした登記簿以外には存在しない。

- (3) 実施機関が決定書作成に関して調査した最高裁判決について調査をしたこと分かる文書について

審査請求人が公開請求書で指摘する最高裁判所判決については、決定書作成にあたり調査していないため、当該判決を調査したことを前提として作成又は取得する文書は存在しない。

2 結論

本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び実施機関の主張によれば、審査請求人が公開を求めている文書は、本件対象文書のうち、①住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された文書、②実施機関が決定書作成に関して調査した最高裁判決について調査をしたこと分かる文書であるため、それらの文書の存在の有無及び文書が存在する場合の非公開情報の該当性について、以下に検討する。

- 2 住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された文書について（争点①）

- (1) 住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された文書（登記簿に限る。）について

登記簿については、実施機関の主張のとおり、不動産登記法第122条の「登記簿等」に該当するため、同法153条及び情報公開条例第16条第1項により、情報公開条例が適用除外となることから、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

- (2) 住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された文書（登記簿を除く。）について

審査請求人は、審査請求において、住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された書類について行政処分がなされていない、当該文書は非開示事由に該当しない旨主張する。それに対して、実施機関は、本件処分において、登記簿以外の保有する本件対象文書は全て公開しており、それ以外の文書は存在しない旨主張する。そこで、住民監査請求人から議会事務局長を経由して監査委員に渡された登記簿以外の文書の存在の有無について、以下に検討する。

ア 判断基準

情報公開条例に基づく公開請求において、行政文書が不存在として非公開決定がなされた場合には、実施機関が請求された行政文書を作成した事実が明らかに認められる場合又はその作成が法令上、例規上義務付けられている場合を別にする、当該不

存在の事実を前提にして判断せざるを得ない。そして、具体的な事案の処理に当たってどの範囲でいかなる文書を作成すべきかについては、実施機関の裁量の範囲を著しく逸脱していると判断される場合は別として、基本的に実施機関の合理的裁量に委ねられている（平成 26 年 4 月 9 日付け岡山市情報公開及び個人情報保護審査会答申（岡情審査第 2 号）、平成 29 年 12 月 19 日付け琴平町情報公開審査会答申（29 琴情答申第 1 号）他）。

イ 該当文書の存否

住民監査請求は、住民監査請求人が監査委員に対して、住民監査請求書及び事実証明書を提出して行われる（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 172 条第 1 項）。また、必要に応じて、住民監査請求人から証拠の提出及び陳述が行われる（同法第 242 条第 6 項）。

本件処分において、実施機関は、平成 29 年 8 月 10 日付監査請求書（事実証明書を含む。）及び平成 29 年 8 月 24 日付当該住民監査請求書に係る地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述についてと題する文書（添付資料を含む。）を公開している。

よって、住民監査請求の手続で住民監査請求人から監査委員に渡されるべき文書は、本件処分により全て公開されている。それ以外の文書については、実施機関が作成又は取得した事実が明らかに認められるとはいえず、作成が法令上、例規上義務付けられているとも認められない。

以上から、本件対象文書が不存在であることを前提に本件処分の当否を判断せざるを得ず、その不存在の事実を前提に判断すると、本件処分に違法・不当な点は認められない。情報公開審査会において、当該文書の作成又は取得したことの有無について実施機関から説明を受けたが、当該説明が不自然・不合理であるとは認められず、審査請求人からこれを覆すに足る具体的な根拠も示されていない。したがって、裁量の範囲を著しく逸脱していると判断することもできない。

ウ 結論

よって、実施機関の判断は妥当である。

3 実施機関が決定書作成に関して調査した最高裁判決について調査をしたことのできる文書について（争点②）

(1) 当該文書の存否

監査委員は、住民監査請求を受けた際に、請求要件が具備されているか否かを判断する必要がある。

確かに、審査請求人の主張するとおり、請求要件が具備されているか否かを判断する際に、参考となる最高裁判所等の判決を調査することは想定される。

しかし、判決は、あくまで過去の個別事件に対して裁判所が示した法的判断であり、その他の個別事案において必ずしも調査しなければならないものではない。

実施機関は、公開請求書記載の最高裁判決こそ調査していないものの、独自に事案を検討・分析して決定書を作成している。

よって、実施機関が特定の最高裁判所判決を調査しなかった事情も理解でき、当該調査をしたことのできる文書を作成又は取得した事実が明らかに認められるとはいえない。また、あくまで参考資料となる最高裁判決を調査することについて、法令上、例規上義務付けられていることも認められない。

以上から、本件対象文書が存在であることを前提に本件決定の当否を判断せざるを得ず、その不存在の事実を前提に判断すると、本件処分に違法・不当な点は認められない。情報公開審査会において、当該文書の作成又は取得したことの有無について実施機関から説明を受けたが、当該説明が不自然・不合理であるとは認められず、審査請求人からこれを覆すに足りる具体的な根拠も示されていない。したがって、裁量の範囲を著しく逸脱していると判断することもできない。

(2) 結論

よって、実施機関の判断は妥当である。

4 その他の文書

その他の本件対象文書について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させた。しかし、実施機関が、監査委員事務室その他書庫に保管する書類を探索したが、その他の本件対象文書は見当たらなかった。また、実施機関が行ったその他の本件対象文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はなかった。

5 結論

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の意見

本件の公開請求書には、公開請求対象文書として「一切の文書」といった包括的な請求が行われており、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項（情報公開条例第6条第1項第3号）としては不十分といえる。また、審査請求書の「4 審査請求の理由②」には「行政処分がなされていない」「情報公開条例に規定する非開示事由に該当しない」と記載されているにとどまり、特定の行政文書名の記載が無く、いかなる文書に関する審査請求であるのかが不明確である。

そこで、公開請求者又は審査請求人に対しては、公開請求書又は審査請求書を作成する際にはより具体的な記載をし、公開対象文書を特定するように努めることを要望する。

同時に、実施機関に対しては、公開請求書又は審査請求書を受け取った際に、記載内容が不明確な場合には公開請求者又は審査請求人に内容を確認し、公開対象文書を特定させるように努めることを要望する。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 平成30年2月9日 諮問(29琴監発第51号)の受理
- (2) 同年2月20日 審議

以上